

だいしんエコカープラン

大垣西濃信用金庫
(平成30年9月28日現在)

1. 商品名	だいしんエコカープラン ※職域サポート契約対象商品
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・(一社)しんきん保証基金の保証が得られる方。 <ul style="list-style-type: none"> ①申込時満年齢20歳以上の方。 ②安定継続した収入がある方。 ・当金庫の会員となれる方。 <ul style="list-style-type: none"> ①当金庫の営業地区内に住所または居所を有する方。 ②当金庫の営業地区内の事業所に勤務されている方。 <p>(地区内の住所地は、目次の下段に表示しておりますのでご参照ください)</p> <p>上記条件①②のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資をしていただき、会員となることができます。なお、会員となっていたりなくても、ご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫の本支店までお問い合わせください。</p>
3. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・エコカー(新車・中古車)購入資金(ハイブリッドカー、電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル車等、グリーン税制適合車☆☆☆3つ以上の車) ・エコカー購入に伴う借換資金(申込本人が金融機関または信販会社等から借り入れたものに限る。) <p>※平成17年基準の低排出ガス車認定を受けた自動車購入資金</p>
4. ご融資金額	1,000万円以内(1万円単位) 就職内定者(申込時および実行時年齢が満20歳以上30歳未満)特例の場合は、200万円以内(1万円単位)とする
5. ご利用期間	3ヵ月以上10年以内(元金返済据置期間は6ヵ月以内)
6. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利型(当金庫新短プラ金利+1.50%) ・金利引下げプラン 取引項目8項目から最大6項目1.8%優遇。 ・職域優遇「職域サポート契約」締結事業所に勤務の経営者・従業員の方0.2%優遇。
7. ご返済方法	毎月元金均等・元利均等返済割賦返済(元金据置期間は6ヵ月以内)とし、ボーナス月増額返済の併用もできます。ただし、ボーナス返済部分の元金はご融資金額の50%までとします。産前産後休業または育児休業中の場合、上記6ヵ月間の元金返済据置期間とは別に元金返済据置期間を最長2年間まで可とします。
8. 担保・保証人	(一社)しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので必要ありません。
9. 保証料	保証料は、ご融資利率に含まれます。
10. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または次の担当部署にお申し出ください。 大垣西濃信用金庫 コンプライアンス統括部 郵便番号:503-0828 住 所:岐阜県大垣市恵比寿町1丁目1番地 ・お問い合わせ先(平日営業日のみ 9:00~17:00) フリーダイヤル:0120-167-506 携帯電話・PHSからは 0584-47-8811(通話料有料) FAX:0584-47-7462 Eメール:ogakiseino-sb@ninus.ocn.ne.jp ・受付媒体:電話、FAX、手紙、Eメール、面談等で承ります。 <p>・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に事務管理部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。</p> <p>なお、東京三弁護士会は東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください</p>

11. その他	<p>お申込に際しては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。</p> <p>また、現在のご融資利率やご返済額の試算については当金庫の本支店にお問い合わせください。</p>
---------	---